

特定給食施設 管理栄養士配置計画書の提出について

健康増進法第 21 条第 1 項、及び港区管理栄養士配置特定給食施設の指定要綱第 2 条に該当する特定給食施設で、管理栄養士が未配置の施設は、管理栄養士配置計画書の提出が必要です。

提出する書類

管理栄養士配置計画書 第 4 号様式（第 6 条関係）・・・ 1 部

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロードする場合
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届関係→(5) 管理栄養士配置計画書関係
- (2) 保健所窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当宛てに送付してください。
- (2) 保健所窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口提出してください。
- (3) 電子申請の場合（港区公式ホームページ）
トップページ→暮らし・手続き→→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届関係→(6) 電子申請

<問い合わせ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当
〒108-8315 港区三田 1-4-10
電話 03-6400-0057